

相続手続依頼書

年 月 日

農業協同組合 御中

※ 該当を○で囲んでください。

		被相続人	おところ おなまえ		年 月 日 死亡
相続関係者	相続人・受遺者・相続財産清算人・遺言執行者 (おところ おなまえ (実印)	相続人・受遺者 おところ おなまえ (実印)	相続人・受遺者 おところ おなまえ (実印)		
	相続人・受遺者 おところ おなまえ (実印)	相続人・受遺者 おところ おなまえ (実印)	相続人・受遺者 おところ おなまえ (実印)		
	相続人・受遺者 おところ おなまえ (実印)	相続人・受遺者 おところ おなまえ (実印)	相続人・受遺者 おところ おなまえ (実印)		
	相続人・受遺者 おところ おなまえ (実印)	相続人・受遺者 おところ おなまえ (実印)	相続人・受遺者 おところ おなまえ (実印)		

過日死亡いたしました上記被相続人の貴組合との貯金、定期積金等（以下「貯金等」という。）取引における相続手続については、下記のとおりお取扱ください。

また、本払戻しおよび名義変更にかかる一切の権限を.....に委任しますので、本払戻しおよび名義変更手続きは、同人の指示により処理していただきたく依頼します。

なお、本件について、他に遺言書および権利を主張する者はなく、今後いかなる事態が生じましても、貴組合の責に帰すべき場合を除き、私どもが連帯して責任を負います。

記

1 相続方法

（該当番号を1つだけ○で囲んでください。）

1	相続人全員で一括相続しました。右記貯金等につき私ども以外に権利者は存在しません。	遺産分割協議前に請求される場合
2	別添.....年.....月.....日付「遺産分割協議書」の内容に基づき、右記貯金等につき後記のとおり相続します。	遺産分割協議後に請求される場合 (遺産分割協議書あり)
3	相続人全員により分割協議が成立し、右記貯金等につき後記のとおり相続します。	遺産分割協議後に請求される場合 (遺産分割協議書なし)
4	被相続人の遺言により、右記のとおり相続しました。本遺言のほか遺言は存在せず、相続人間で遺言に係る争いはありません。	遺言書に基づき請求される場合
5裁判所の調停・審判により遺産分割が成立いたしました。右記貯金等につき私（私ども）以外に権利者は存在しません。	裁判所関与の分割手続が行われた場合
6	相続関係者は私1人ですので、私が相続しました。右記貯金等につき私以外に権利者は存在しません。	単独相続等の場合
7		その他の場合

2 貯金等の内容・取扱方法の明細

取引店名 ^(注1)	取引の種類	口座番号等 ^(注2)	取扱方法		
			請求者（払戻または名義変更を受ける者）	該当に○印 払戻 名義変更	請求割合・金額 ^(注3)

なお、上記割合で分割できない端数については.....に加算してください。

- (注) 1 取引店名が複数存在する場合は、受付店舗以外の店舗での処理日が数営業日後となる場合があります。
 2 国債は債券口座番号、投信はファンド名をご記入ください。
 3 同一口座の貯金等につき請求者（払戻または名義変更を受ける者）が複数の場合は、「請求割合・金額」欄に請求割合または金額をご記入ください。また、国債は額面金額、投信は口数をご記入ください。

3 貯金等の解約金の振込先

農協所定の振込手数料を差引のうえお振込ください。

金融機関名		支店名	
貯金種類	普通・当座・その他 ()	フリガナ受取人	
口座番号		金額 ^(注)	円
金融機関名		支店名	
貯金種類	普通・当座・その他 ()	フリガナ受取人	
口座番号		金額 ^(注)	円

(注) 払戻金額の全額を振込む場合は、金額欄に「全額」とご記入ください。

4 貸金庫

貸金庫取引（取引店名：.....、貸金庫番号：.....）については解約し、格納品の返却を依頼します。なお、取引の解約および格納品（戻手数料を含む）を受領する一切の件を相続手続権限者に委任します。

5 通帳・証書等の喪失

私（私ども）は、下記物件の所在が不明のため提出できません。今後、下記物件は無効であることはもちろん、万一発見した場合は、ただちに貴組合へ提出いたします。

取引店名	取引の種類	口座番号等	喪失物（該当を○で囲んでください。）
			カード(本人・代理人)・通帳・証書・その他 ()
			カード(本人・代理人)・通帳・証書・その他 ()
			カード(本人・代理人)・通帳・証書・その他 ()

(注)

1 当組合と貯金取引がある場合は、実印に代えてお届け印によることができます。

2 必要添付書類については、窓口にお問い合わせください。以上

(農協使用欄)

係 印	印鑑照合	検 印

※農協との取引が貯金などの信用事業に限られる場合はこちらの様式を使用ください。共済など、信用事業以外の取引をご利用いただいていた場合は後ろの「相続等に関する手続依頼書（事業総合型相続手続依頼書）」を使用ください。
 ※遺言書がある場合などについては、記載していただく内容が異なる場合がございますので、お近くの農協までお問い合わせください。
 ※本様式はA3サイズ（横）で印刷してご使用ください。それ以外では受付できませんので、使用する際はご注意ください。

記入例

相続手続依頼書

令和5年 ○月 △日

△△ 農業協同組合 御中

※ 該当を○で囲んでください。

相続関係者	被相続人	おところ 東京都千代田区大手町1丁目 おなまえ 農協 太郎 令和4年 4月 4日 死亡	
	相続人 (受遺者・相続財産清算人・遺言執行者)	相続人・受遺者	相続人 (受遺者)
	おところ 東京都千代田区大手町1丁目 おなまえ 農協 花子	おところ 東京都千代田区大手町1丁目 おなまえ 農協 一郎	おところ 東京都千代田区大手町1丁目 おなまえ 農協 一郎
	相続人 (受遺者)	相続人・受遺者	相続人 (受遺者)
おところ 東京都江東区豊洲3丁目 おなまえ 農協 二郎	おところ 東京都千代田区大手町1丁目 おなまえ 農協 今日子 特別代理人 弁護士 東京 健	おところ 東京都千代田区大手町1丁目 おなまえ 農協 今日子	おところ 東京都千代田区大手町1丁目 おなまえ 農協 今日子
相続人 (受遺者)	相続人・受遺者	相続人 (受遺者)	相続人 (受遺者)
おところ	おところ	おところ	おところ
おなまえ	おなまえ	おなまえ	おなまえ
相続人 (受遺者)	相続人・受遺者	相続人 (受遺者)	相続人 (受遺者)
おところ	おところ	おところ	おところ
おなまえ	おなまえ	おなまえ	おなまえ

過日死亡いたしました上記被相続人の貴組合との貯金、定期積金等（以下「貯金等」という。）取引における相続手続については、下記のとおりお取扱ください。

また、本払戻しおよび名義変更にかかる一切の権限を農協 一郎 に委任しますので、本払戻しおよび名義変更手続は、同人の指示により処理していただきたく依頼します。

なお、本件について、他に遺言書および権利を主張する者はなく、今後いかなる事態が生じても、貴組合の責任を負います。

◆留意事項等◆

未成年者と親権者が共同相続人の場合は、利益が相反するため、特別代理人が記入してください。
 遺産分割協議前など利益相反が発生しない場合は、法定代理人が同様に記入してください。

1	別添 年 月 日付「遺産分割協議書」の内容に基づき、右記貯金等につき後記のとおり相続します。	（該当番号を1つだけ○で囲んでください。） き私ども以外に権利者が存在しない場合
2	別添 年 月 日付「遺産分割協議書」の内容に基づき、右記貯金等につき後記のとおり相続します。	遺産分割協議後に請求される場合 （遺産分割協議書あり）
3	相続人全員により分割協議が成立し、右記貯金等につき後記のとおり相続します。	遺産分割協議後に請求される場合 （遺産分割協議書なし）
4	被相続人の遺言により、右記のとおり相続しました。本遺言のほかには遺言は存在せず、相続人間で遺言に係る争いはありません。	遺言書に基づき請求される場合
5	裁判所の調停・審判により遺産分割が成立いたしました。右記貯金等につき私（私ども）以外に権利者は存在しません。	裁判所関与の分割手続が行われた場合
6	相続関係者は私1人ですので、私が相続しました。右記貯金等につき私以外に権利者は存在しません。	単独相続等の場合
7		その他の場合

2 貯金等の内容・取扱方法の明細

取引店名 (注1)	取引の種類	口座番号等 (注2)	請求者 (払戻または名義変更を受ける者)	取扱方法		請求割合・金額 (注3)
				該当に○印 払戻	名義 変更	
甲町支店	普通貯金	1234567	農協 花子	○		50万円
甲町支店	普通貯金	1234567	農協 一郎		○	50万円控除後の全額
乙村支店	定期貯金	23456789	農協 二郎	○		60%
乙村支店	定期貯金	23456789	農協 今日子	○		40%
乙村支店	定期貯金	34567890	農協 今日子	○		全額

なお、上記割合で分割できない端数については、農協 二郎 に加算してください。

- (注) 1 取引店名が複数存在する場合は、受付店舗以外の店舗での処理日が数営業日後となる場合があります。
 2 国債は債券口座番号、投信はファンド名をご記入ください。
 3 同一口座の貯金等につき請求者（払戻または名義変更を受ける者）が複数の場合は、「請求割合・金額」欄に請求割合または金額をご記入ください。また、国債は額面金額、投信は口数をご記入ください。

3 貯金等の解約金の振込先

農協所定の振込手数料を差引のうえお振込ください。

金融機関名	〇〇銀行		支店名	△△支店
貯金種類	普通・当座・その他 ()	フリガナ受取人	/カキヨウ ハナコ 農協花子	
口座番号	9876543	金額 (注)	500,000円	
金融機関名	□□農業協同組合		支店名	本店
貯金種類	普通・当座・その他 ()	フリガナ受取人	/カキヨウ ジロウ 農協 二郎	
口座番号	8765432	金額 (注)	全額 円	

(注) 払戻金額の全額を振込む場合は、金額欄に「全額」とご記入ください。

4 貸金庫

貸金庫取引（取引店名： 、貸金庫番号： ）については解約し、格納品の返却を依頼します。なお、取引の解約および格納品（戻手数料を含む）を受領する一切の件を相続手続権限者に委任します。

5 通帳・証書等の喪失

私（私ども）は、下記物件の所在が不明のため提出できません。今後、下記物件は無効であることはもちろん、万一発見した場合は、ただちに貴組合へ提出いたします。

取引店名	取引の種類	口座番号等	喪失物 (該当を○で囲んでください。)
乙村支店	定期貯金	34567890	カード(本人・代理人)・通帳・証書・その他 ()
			カード(本人・代理人)・通帳・証書・その他 ()
			カード(本人・代理人)・通帳・証書・その他 ()

(注)

- 1 当組合と貯金取引がある場合は、実印に代えてお届け印によることができます。
 2 必要添付書類については、窓口にお問い合わせください。 以上

◆留意事項等◆

農協で振込を行う際は、記入していただいた金額から振込手数料を控除した金額を振込いたします。

係 印	印鑑照合	検 印

5 持分の払戻請求権の内容

出 資 額 (出資持分相当額)	備 考
口	円

6 持分の処理および分割方法

相続人	該当に○印			相続する口数・金額
	相続加入	増口	払戻	
				口 円
				口 円

なお、未払配当金（出資配当金・事業分量配当金等）がある場合には に加算してください。

（注） 「相続加入」欄は、持分全部を一人が相続し加入する場合に○をご記入ください。「増口」欄は、既に組合員である方が、相続した持分の払戻請求権を利用して増口を行う場合に○をご記入ください。

「払戻」欄は、持分の払戻請求権を相続した方が、持分の払戻を行う場合に○をご記入ください。

II 貯金等・出資に関する持分の払戻請求権の払戻金の振込先

前記 I の貯金等および持分の払戻請求権の払戻金について、以下の口座に振込手数料を差引のうえお振込ください。

金融機関名		支店名	
貯金種類	普通・当座・ その他 ()	(フリガナ) 受取人	
口座番号		金額 (注)	円

金融機関名		支店名	
貯金種類	普通・当座・ その他 ()	(フリガナ) 受取人	
口座番号		金額 (注)	円

金融機関名		支店名	
貯金種類	普通・当座・ その他 ()	(フリガナ) 受取人	
口座番号		金額 (注)	円

金融機関名		支店名	
貯金種類	普通・当座・ その他 ()	(フリガナ) 受取人	
口座番号		金額 (注)	円

金融機関名		支店名	
貯金種類	普通・当座・ その他 ()	(フリガナ) 受取人	
口座番号		金額 (注)	円

(注) 払戻金額の全額を振込む場合は、金額欄に「全額」(※受取人(相続人)別の全額との意)とご記入ください。

III 共済契約にかかる承継者

被相続人が共済契約者（建物共済の場合は共済契約者または被共済者＜共済の対象の所有者＞）となっている下表記載の共済契約（合計 契約）について、同表記載の承継共済契約者、承継被共済者＜共済の対象の所有者＞に一切の権利および義務を承継することとしました。

ただし、相続開始前に発生している共済金請求権については、本書面により承継される被共済者の権利義務には含みません。

(生命共済)

	共済種類	契約番号	契約年月日 (始期年月日)	共済契約者	被共済者	承継共済契約者
1			年 月 日			
2			年 月 日			
3			年 月 日			
4			年 月 日			
5			年 月 日			

- (注) 1 生命共済とは、終身共済、養老生命共済、こども共済、年金共済、予定利率変動型年金共済、定期生命共済、がん共済、医療共済、定期医療共済、引受緩和型医療共済、介護共済、生活障害共済、特定重度疾病共済、認知症共済、傷害共済などをいいます。
 2 各々の共済契約について、相続人の中から承継共済契約者1名を選定してください。
 3 こども共済は、ご契約時に承継共済契約者を指定している場合があります。
 4 被相続人が保障の対象となっているご契約については、共済金のお支払が発生する場合がありますが、共済金請求手続きは、当該手続きとは別にお手続きいただく必要がございます。共済金請求手続きに関する詳細は、窓口にお問合せください。

(建物共済)

	共済種類	契約番号	契約年月日 (始期年月日)	共済契約者	被共済者	共済の対象	承継共済契約者	承継被共済者 <共済の対象(目的)の所有者>
1			年 月 日					
2			年 月 日					
3			年 月 日					
4			年 月 日					
5			年 月 日					

- (注) 1 建物共済とは、建物更生共済、火災共済、賠償責任共済（農業者賠償責任共済を含む）をいいます。
 2 共済の対象欄は、共済種類が建物更生共済、火災共済の場合にご記入ください。（賠償責任共済の場合、共済の対象欄の記載は不要です。）
 3 承継被共済者＜共済の対象の所有者＞欄は、被相続人が被共済者となっている建物更生共済、火災共済についてご記入ください。（被共済者ではない場合および賠償責任共済は記載不要です。）
 4 各々の共済契約について、相続人の中から承継共済契約者、承継被共済者1名を選定してください。

(自動車・自賠責共済)

	共済種類	契約番号	契約年月日	共済契約者	被共済者	承継共済契約者
1	自動車・自賠責		年 月 日			
2	自動車・自賠責		年 月 日			
3	自動車・自賠責		年 月 日			

(注) 各々の共済契約について、相続人の中から承継共済契約者1名を選定してください。

以上

(農協使用欄)	【信用事業】	【共済事業】	【出資金】
被相続人の資格区分(正組合員・准組合員・その他)	係 印	印鑑照合	係 印
原本は.....にて保管	検 印	係 印	検 印

※農協との取引が貯金などの信用事業に限られる場合は前の「相続手続依頼書」を使用ください。
 ※遺言書がある場合などについては、記載していただく内容が異なる場合がございますので、お近くの農協までお問い合わせください。
 ※本様式はA3サイズ（横）で両面印刷してご使用ください。それ以外では受付できませんので、使用する際はご注意ください。

取扱方法の明細

記入例

（事業総合型相続手続依頼書）

令和5年 ○月 △日

△△ 農業協同組合 御中

被相続人
 おところ 東京都千代田区大手町1丁目
 おなまえ 農協 太郎
 令和4年 4月 4日 死亡

※ 該当を○で囲んでください。

相続関係者	相続人・受遺者・相続財産清算人・遺言執行者 おところ 東京都千代田区大手町1丁目 おなまえ 農協 花子	相続人・受遺者 おところ 東京都千代田区大手町1丁目 おなまえ 農協 一郎
	相続人・受遺者 おところ 東京都江東区豊洲3丁目 おなまえ 農協 二郎	相続人・受遺者 おところ 東京都千代田区大手町1丁目 おなまえ 農協 今日子 特別代理人 弁護士 東京 健
	相続人・受遺者 おところ おなまえ	相続人・受遺者 おところ おなまえ
	相続人・受遺者 おところ おなまえ	相続人・受遺者 おところ おなまえ
	相続人・受遺者 おところ おなまえ	相続人・受遺者 おところ おなまえ
	相続人・受遺者 おところ おなまえ	相続人・受遺者 おところ おなまえ

取引店名 (注1)	取引の種類	口座番号等 (注2)	取扱方法		請求割合・金額 (注3)
			請求者 (払戻または名義変更を受ける者)	該当に○印 払戻 名義変更	
甲町支店	普通貯金	1234567	農協 花子	○	50万円
甲町支店	普通貯金	1234567	農協 一郎	○	50万円控除後の全額
乙村支店	定期貯金	23456789	農協 二郎	○	60%
乙村支店	定期貯金	23456789	農協 今日子	○	40%
乙村支店	定期貯金	34567890	農協 今日子	○	全額

◆留意事項◆
 未成年者と親権者が共同相続人の場合は、利益が相反するため、特別代理人が記入してください。
 遺産分割協議前など利益相反が発生しない場合は、法定代理人が同様に記入してください。

なお、上記相続割合で分割できない端数については、農協 二郎 に加算してください。
 (注) 1 取引店名が複数存在する場合は、受付店舗以外の店舗での処理日が数営業日後となる場合があります。
 2 国債は債券口座番号、投信はファンド名をご記入ください。
 3 同一口座の貯金等につき請求者 (払戻または名義変更を受ける者) が複数の場合は、「請求割合・金額」欄に請求割合または金額をご記入ください。また、国債は額面金額、投信は口数をご記入ください。

- 貸金庫
貸金庫取引 (取引店名: 、貸金庫番号:) については解約し、格納品の返却を依頼します。なお、取引の解約および格納品 (戻手数料を含む) を受領する一切の件を相続手続権限者に委任します。
- 通帳・証書等の喪失
私 (私ども) は、下記物件の所在が不明のため提出できません。今後、下記物件は無効であることはもちろん、万一発見した場合は、ただちに貴組合へ提出いたします。

取引店名	取引の種類	口座番号等	喪失物 (該当を○で囲んでください。)
乙村支店	定期貯金	34567890	カード (本人・代理人)・通帳・証書・その他 ()
			カード (本人・代理人)・通帳・証書・その他 ()
			カード (本人・代理人)・通帳・証書・その他 ()

◆留意事項◆
 共済契約については、「長期共済契約関係者変更通知書兼届出書」等の書類を別途承継者本人から提出いただく必要があるため、本様式による委任の対象外となります。

過日死亡いたしました上記被相続人の貴組合との貯金、定期積金、国債等 (以下「貯金等」という。) 取引にかかる相続手続、貴組合における持分の払戻請求権にかかる相続手続、および共済契約にかかる承継については、下記のとおりお取扱ください。また、貯金等および持分の払戻請求権にかかる相続手続の一切の権限を、農協 一郎 に委任しますので、本払戻しおよび名義変更手続きは、同人の指示により処理していただきたく依頼します。(注 共済契約にかかる承継手続きは、本委任の対象外です。)
 なお、本件について、他に遺言書および権利を主張する者はなく、今後いかなる事態が生じても、貴組合の責に帰すべき場合を除き、私どもが連帯して責任を負います。

記

I 貯金・出資金等

1 貯金・出資金等の相続方法 (該当番号を1つだけ○で囲んでください。)

1	相続人全員で一括相続しました。右記貯金・出資金等につき私 (私ども) 以外に権利者は存在しません。	遺産分割協議前に請求される場合
2	別添 年 月 日付「遺産分割協議書」の内容及び、右記貯金・出資金等につき後記のとおり相続します。	遺産分割協議後に請求される場合 (遺産分割協議書あり)
3	相続人全員により分割協議が成立し、右記貯金・出資金等につき後記のとおり相続します。	遺産分割協議後に請求される場合 (遺産分割協議書なし)
4	被相続人の遺言により、右記のとおり相続しました。本遺言のほかに遺言は存在せず、相続人間で遺言に係る争いはありません。	遺言書に基づき請求される場合
5	裁判所の調停・審判により遺産分割が成立いたしました。右記貯金・出資金等につき私 (私ども) 以外に権利者は存在しません。	裁判所関与の分割手続が行われた場合
6	相続関係者は私1人ですので、私が相続しました。右記貯金・出資金等につき私以外に権利者は存在しません。	単独相続等の場合
7		その他の場合

5 持分の払戻請求権の内容

出資額 (出資持分相当額)	備考
100 口	300,000 円
	別途、預り金 30,000 円

6 持分の処理および分割方法

相続人	該当に○印			相続する口数・金額
	相続加入	増口	払戻	
農協 一郎	○			100 口 300,000 円
農協 一郎				口 預り金 30,000 円

なお、未払配当金（出資配当金・事業分量配当金等）がある場合には、農協 一郎 に加算してください。

（注） 「相続加入」欄は、持分全部を一人が相続し加入する場合に○をご記入ください。「増口」欄は、既に組合員である方が、相続した持分の払戻請求権を利用して増口を行う場合に○をご記入ください。「払戻」欄は、持分の払戻請求権を相続した方が、持分の払戻を行う場合に○をご記入ください。

II 貯金等・出資に関する持分の払戻請求権の払戻金の振込先

前記 I の貯金等および持分の払戻請求権の払戻金について、以下の口座に農協所定の振込手数料を差引のうえお振込ください。

金融機関名	〇〇銀行	支店名	△△支店
貯金種類	普通・当座・その他	(フリガナ)受取人	ノキョウ ハコ 農協花子
口座番号	9876543	金額(注)	500,000 円

金融機関名	□□農業協同組合	支店名	本店
貯金種類	普通・当座・その他	(フリガナ)受取人	ノキョウ ジロウ 農協 二郎
口座番号	8765432	金額(注)	全額 円

金融機関名	□□農業協同組合	支店名	本店
貯金種類	普通・当座・その他	(フリガナ)受取人	ノキョウ キョウコ 農協 今日子
口座番号	7654321	金額(注)	全額 円

金融機関名		支店名	
貯金種類	普通・当座・その他	(フリガナ)受取人	
口座番号		金額(注)	

◆留意事項等◆
農協で振込を行う際は、記入していただいた金額から振込手数料を控除した金額を振込いたします。

金融機関名		支店名	
貯金種類	普通・当座・その他	(フリガナ)受取人	
口座番号		金額(注)	円

（注） 払戻金額の全額を振込む場合は、金額欄に「全額」（※受取人(相続人)別の全額との意）とご記入ください。

III 共済契約にかかる承継者

被相続人が共済契約者（建物共済の場合は共済している下表記載の共済契約（合計 4 契約）に済の対象の所有者）に一切の権利および義務を承継し、相続開始前に発生している共済金請求義務には含みません。

◆留意事項等◆
・それぞれの契約に、別途、「長期共済契約関係者変更通知書兼届出書」等の関係者変更にかかる書類を承継人本人から取得する必要があります。

(生命共済)

	共済種類	契約番号	契約年月日 (始期年月日)	共済契約者	被共済者	承継共済契約者
1	終身	1111	H20年4月30日	農協太郎	農協花子	農協花子
2	医療	1112	H22年5月10日	農協太郎	農協花子	農協花子
3			年 月 日			
4			年 月 日			
5			年 月 日			

（注） 1 生命共済とは、終身共済、養老生命共済、こども共済、年金共済、予定利率変動型年金共済、定期生命共済、がん共済、医療共済、定期医療共済、引受緩和型医療共済、介護共済、生活障害共済、特定重度疾病共済、認知症共済、傷害共済などをいいます。
2 各々の共済契約について、相続人の中から承継共済契約者1名を選定してください。
3 こども共済は、ご契約時に承継共済契約者を指定している場合があります。
4 被相続人が保障の対象となっているご契約については、共済金のお支払が発生する場合がありますが、共済金請求手続きは、当該手続きとは別にお手続きいただく必要がございます。共済金請求手続きに関する詳細は、窓口にお問合せください。

(建物共済)

	共済種類	契約番号	契約年月日 (始期年月日)	共済契約者	被共済者	共済の対象	承継共済契約者	承継被共済者 <共済の対象(目的)の所有者>
1	建更	1223	H18年8月10日	農協太郎	農協太郎	建物	農協一郎	農協一郎
2	建更	1224	H18年8月10日	農協太郎	農協太郎	家財	農協花子	農協花子
3			年 月 日					
4			年 月 日					
5			年 月 日					

（注） 1 建物共済とは、建物更生共済、火災共済、賠償責任共済（農業者賠償責任共済を含む）をいいます。
2 共済の対象欄は、共済種類が建物更生共済、火災共済の場合にご記入ください。（賠償責任共済の場合、共済の対象欄の記載は不要です。）
3 承継被共済者<共済の対象の所有者>欄は、被相続人が被共済者となっている建物更生共済、火災共済についてご記入ください。（被共済者ではない場合および賠償責任共済は記載不要です。）
4 各々の共済契約について、相続人の中から承継共済契約者、承継被共済者1名を選定してください。

(自動車・自賠償共済)

	共済種類	契約番号	契約年月日 (始期年月日)	共済契約者	被共済者	承継共済契約者
1	自動車・自賠償		年 月 日			
2	自動車・自賠償		年 月 日			
3	自動車・自賠償		年 月 日			

（注） 各々の共済契約について、相続人の中から承継共済契約者1名を選定してください。

(農協使用欄)

被相続人の資格区分(正組合員・准組合員・その他)

原本は.....にて保管

【信用事業】

【共済事業】

【出資金】

係印	印鑑照合	検印	係印	検印	係印	検印

以上